資料　２－１

仙台市博物館　基本的運営方針（案）

令和８年８月
仙台市博物館

１　はじめに

（１）当館の概要と設置目的

昭和 36 年（1961）に開館した仙台市博物館（以下「当館」という。）は、国史跡 仙台城跡（東丸〔三の丸〕跡）の範囲内に立地し、昭和 61 年(1986)に建て替えた新館が開館しました。平成 21 年（2009）には、「仙台城ガイダンス機能拡充等事業」による常設展示室の改修を行い、令和 3～6 年（2021～4）には長寿命化を含む大規模改修工事を実施して現在に至っています。

当館の設置目的について、仙台市博物館条例では次のように定めています。「歴史、美術工芸等に関する資料を収集し、保管し、及び展示して市民の教養の向上、調査研究等に資するとともに、これらの資料に関する調査研究及び普及活動を行うことを目的として、博物館を設置する。」（※別紙資料編 p.1）

ここに示されるように、当館が主な収集・活用対象とする資料は歴史資料および美術工芸資料であり、特に江戸時代の仙台藩主であった伊達家伝来の 2 万点を超える資料（伊達家寄贈文化財）は、開館以来の中核的な資料群となっています。また、多くの市民の皆様や関係機関から貴重な資料を寄贈いただいた結果、現在では 10 万点以上の資料を収蔵し、これまでに開催した常設展と特別展・企画展といった展示は、令和 7 年度末の時点で延べ 850 万人以上の方にご来場いただきました。

（２）博物館登録制度と社会情勢の変化

当館は開館以来、博物館法に定める登録博物館として活動してきましたが、令和 4 年（2022）に改正された同法の規程に基づき、再登録のための申請を行う必要があります。登録要件の一つに挙げられる博物館の基本的運営方針について、当館はすでに昭和 57 年（1982）に「仙台市博物館建設基本構想」（※別紙資料編 p.5 以下）を策定し、そこに定める理念と基本的運営方針のもとで館運営を行ってきました。しかし、策定した当時と比べ博物館を取り巻く社会情勢の変化は著しく、デジタル化の進展による生活様式の変化と、持続可能な開発目標（ＳＤＧｓ）に集約される社会理念の変化に対応すること、また多様性を理解し、互いに認め合う社会の実現に向けた課題に対応することが、いっそう必要となっています。

このような状況の中で、令和４年（2022）にはICOM（国際博物館会議）によって新たな博物館の定義（※別紙資料編 p.1）がなされています。当館においても、再登録を見据えるこの機会に、同構想の骨子を継承しつつ基本的運営方針の見直しを行うものです。

2　当館の理念

当館は、以下の基本的理念にもとづき、仙台市民の博物館として仙台市が構想している社会教育・学校教育体系とその運営方針に沿い、歴史、美術、文化を中心とする人文科学系分野の拠点的施設としての役割を果たします。

①当館は、仙台市の歴史、文化風土が培う国際性や学術環境にふさわしい歴史、美術、文化を中心とする、人文科学系総合博物館としての諸機能を持つものとします。

②東北地方における仙台市の拠点的性格を考慮し、東北地方の特色ある文化を継承しながら、未来に誇りうる地方文化を創造するために必要な、歴史、美術、文化に関する調査、研究と、情報資料センターの役割を果たします。

③所在地が、青葉山、広瀬川、仙台城という仙台市の風土を代表する自然、歴史環境に恵まれている条件を活用して、学習と鑑賞の場であると同時に、憩いと楽しさを提供する親しみのある博物館とします。

④歴史、美術、文化に関する調査・研究の学術性と専門性を高く保つことで市民からの信頼に応えるとともに、全ての利用者が歴史、美術、文化に親しみながら学ぶことができる博物館とします。

3　当館の基本的運営方針

上記の理念のもと、以下の方針にもとづいて当館を運営していきます。

①　利用者から親しまれ、信頼される持続的な運営

社会の文化的動向を的確に捉えながら、将来にわたって館の機能が十全に発揮され、広くかつ継続的に利用者に親しまれるよう運営します。また、そのために施設の適切な維持管理を行うとともに、利用者と博物館資料の安全を守る防災・防犯体制を整えます。

②　展示・普及・資料活用・広報事業

市民の主体的な学びを通じた教養の向上、及び地域文化の継承と創造に寄与するため、以下の事業を行います。

展示事業として、常設展では実物の博物館資料を中心に入れ替えを行いながら公開します。また、利用者の関心や要望を踏まえつつ、専門的知見に基づく企画展・特別展等を実施します。これらの展示では、仙台地方や東北地方の歴史・美術・文化を中心としながら、必要に応じて日本や世界へと視野を広げたテーマに取り組みます。

さらに、市民向けの講座・体験活動および印刷物制作・配布等の普及事業、図書・映像・デジタルアーカイブによる情報提供等を行う資料活用事業、館活動の広報事業を実施します。

③ 関係機関等との連携と、生涯学習の推進

館活動によって蓄積される資料と知見を活かし、学校や、博物館等の社会教育施設、近隣諸施設、博物館友の会、博物館ガイドボランティア等の団体と連携を図りながら、多様で魅力ある学習機会を市民に提供し、生涯を通じた学びに寄与します。

④ 博物館資料の収集・保存管理・調査研究・活用

文化財保護の観点から、仙台地方を中心とする東北地方の歴史・美術・文化等に関する資料を体系的に収集・整理して公開するとともに、未来へ継承すべく適切な環境で保存し、維持・管理を行います。また、博物館資料及び仙台地方と東北地方の歴史・美術・文化を中心として調査研究に取り組み、その成果を展示や情報提供等の機会を通じて積極的に活用することで、社会へ還元します。

⑤ 周辺環境を活用した博物館づくり

仙台市が進める国際的な取り組みや、研究・教育機関が多く集まる地域的特色にふさわしい活動内容を保ち、また、仙台市および青葉山エリアの歴史的文化的環境や自然環境を十分に活用して、充実した、親しみのある博物館づくりを目指します。

⑥ 全ての人が主体となり参加できる環境づくり

全ての人が望ましい形で主体的に博物館を利用し、多様な価値観や違いを尊重した学びの場に参加することのできる環境づくりに取り組みます。そのためにも、博物館における多言語化や、施設設備のユニバーサルデザイン化、わかりやすい情報発信等を実施し、館の諸機能に対するアクセス性向上に努めます。

4　まとめ

仙台市博物館は、ここに定める基本的運営方針に基づきながら、全ての人が親しむことのできる博物館を目指して様々な活動に取り組んでいきます。同時に、この方針は社会や地域と博物館を取り巻く環境の変化を踏まえながら、時代とともに柔軟に改善していくべきものと考えています。